

藤沢市告示第 127 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年 9 月 3 日政令第 403 号）第 26 条の 4 の規定に基づき、藤沢市民病院において、藤沢市民病院管理運営規則（平成 10 年藤沢市規則第 12 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する診療時間及び診療時間以外の時間に診療を受けた者並びに同項第 2 号に規定する休診日に退院する者の診療費その他の使用料に係る収納事務を委託したので、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示するものです。

2026 年（令和 8 年）4 月 1 日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

受託者の名称	株式会社ソラスト 医療事業本部
受託者の所在地	東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C棟 12F
委託期間	2026 年（令和 8 年）4 月 1 日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日まで